



最新の防犯情報を発信します。

令和7年
Vol.10

盗難特定金属製物品の処分の防止に関する法律

の一部が施行

令和7年9月1日から

下記工具の隠匿携帯が規制対象となりました!!



【ケーブルカッター】

次のいずれかに該当するもの

- ・長さが45センチメートル以上のもの
- ・ラチェット機構（※回転式の刃体を特定の方向のみ回転させる機構を備えている）
- ・電気装置又は油圧式装置を備えているものもあり



長さ 45 cm以上

【ボルトクリッパー】

次のいずれかに該当するもの

- ・長さが75センチメートル以上のもの
- ・刃体を駆動させるための電気装置又は油圧式装置を備えているものもあり



長さ 75 cm以上

罰則 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



近年、太陽光発電施設や工事現場、空き家などで、金属類（銅線等）を狙った金属盗が増加傾向にあります。中には、犯行メンバーが流動的に入れ替わる「匿名流動型犯罪グループ」（いわゆる「トクリュウ」）が、太陽光発電施設内の金属ケーブルを大量に盗み、金属くず買取業者に売却するという事案も発生しています。

こうした犯罪の取締りを強化するために、「盗難特定金属製品の処分の防止に関する法律」が成立し、犯行用具となる上記工具の隠匿携帯が規制対象となりました！

滋賀県警察は「犯罪抑止対策緊急強化戦略」を推進中！こちらをご覧ください。▶

滋賀県警察本部 生活安全企画課 077-522-1231（代）

※この情報発信の内容について御意見があればお知らせください。

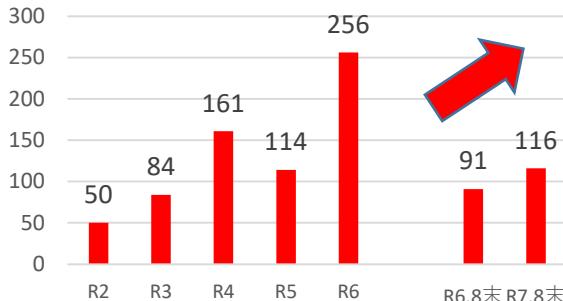
<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/>



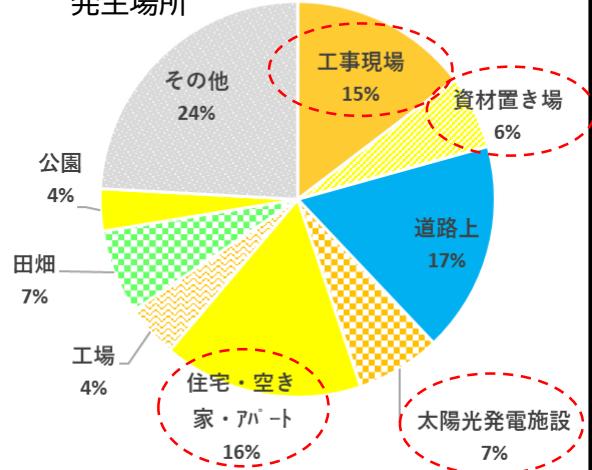
裏面につづく

滋賀県内の金属盗は、増加傾向!!

金属盗発生件数



発生場所



金属盗の被害に遭わないための対策はこちら!!

太陽光発電施設

- 機械警備を導入する
- フェンス、門扉などを設けて施錠する
- 防犯カメラやセンサーライト、侵入検知システムを設置する

銅線



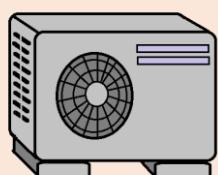
電線



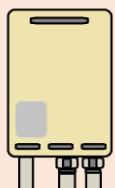
グレーチング

工事現場や資材置き場

- 銅線や金属板を放置しない
- 工事道具は、持ち帰る
- 防犯カメラやセンサーライトを設置する



室外機



給湯器

空き家や一戸建て住宅など

室外機や給湯器が被害に遭わないよう、管理をしっかりお願いします！

不審な車両、不審な人物を見かけたら、110番通報をお願いします！

